

長 第 04140002 号
令和 3 年 8 月 19 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、全国の新規感染者数が 8 月 18 日に 2 万 3 千人を超え過去最多となり、また、緊急事態宣言の対象に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県が追加され、13 都府県に拡大されました。

さらに、感染力が強い変異株（デルタ株）による感染が全国的に急拡大しており、感染が高齢者施設・事業所に持ち込まれると、集団感染となるおそれが十分あるため、更なる感染拡大に強い危機感を持ち対応すべき状況にあります。

本県においても、今月中旬から新規感染者が過去最多の水準となっていることから、8 月 17 日の知事記者会見において、知事から県民の皆様に対して、不要不急の外出を控えるなど、感染拡大の防止への協力を強く呼びかけたところです。（下記の「県民の皆様へのお願い」及び「新型コロナウイルス感染症に罹患し、その後回復された方の体験メッセージを紹介」を参照ください。）

新型コロナウイルスワクチンの 2 回接種後においても、感染及び発症、他人への感染事例が確認されております。高齢者施設におかれては、ワクチン接種後も、マスク・手洗い・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策の実施及び少しでも症状（発熱・咳・倦怠感・味覚異常など）が出れば出勤せず、直ちにクリニックを受診する、家族に発熱等の症状があれば、出勤を控えるなどの感染防止対策について、気を緩めることなく、万全を期すよう、改めてお願いします。

記

1. 厚生労働省からの通知等（URL 等参照）

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 26 報）（令和 3 年 8 月 11 日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000818165.pdf>

(2) 県民の皆様へのお願い（和歌山県 令和 3 年 8 月 17 日）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00208248.html>

「新型コロナウイルス感染症に罹患し、その後回復された方の体験メッセージを紹介」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00208031.html>

県介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527（直通）

事務連絡
令和3年8月11日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第26報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 要介護高齢者等が、新型コロナウイルス陽性となり、自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認め、特別訪問看護指示書を交付することは可能か。

(答)

可能である。

なお、当該訪問看護指示書については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）」（令和3年8月11日保険局医療課事務連絡）を参照いただきたい。

また、介護サービスを利用する要介護高齢者等が自宅療養となった場合において介護サービスを提供したときに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が発生した場合は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用について、事業所の所在する都道府県（一部の地域では指定都市又は中核市）へお問い合わせいただきたい。

県民の皆様へのお願い（令和3年8月17日）

・ 不要不急の外出を控える

- ◇ ◇
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県のほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない

- ◇ ◇
- ・ 帰省はできるだけ控えて
既に帰省している人は、家族以外との会食を控える

- ◇ ◇
- ・ 県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を
- ・ 飲食・カラオケは慎重に
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ◇ ◇
- ・ 学校の部活動の制限について
県外の学校との練習試合等は禁止
県内の部活動は慎重に
家族に発熱等の症状があれば、参加は控える

- ◇ ◇
- ・ 県外への観光は自粛
- ・ 県内も、リフレッシュプラン2ndの利用は、新規予約を控えるとともに、できる限り延期を

- ◇ ◇
- ・ 症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 家族に発熱等があれば、出勤を控える
※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などへの検査を促進

- ◇ ◇
- ・ ワクチン接種を早く予約する
- ・ ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の徹底を

- ・ 多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底する
- ・ キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染症対策をするとともに、ゴミは持ち帰る
- ・ 冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染症対策を徹底する

- ◇ ◇
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する



・ 人権への配慮について

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただきますよう、お願いします。いかなる場合でも、不当な差別、いじめ等は決して許されません。[コロナ差別相談ダイヤル：073-441-2563](mailto:073-441-2563) FAX：073-433-4540
- ・ 感染拡大予防ポスターを県HPに掲載していますので、ダウンロードして御活用ください。
- ・ 感染拡大防止のため、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。

不要不急の外出を控える

・和歌山県内にお住まいの方は、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県のほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない

・大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県、北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都道府県への不要不急の外出を控えてください。やむを得ず外出が必要な場合は、基本的な感染症対策を徹底し、会食や接待を伴う飲食はしないでください。

帰省はできるだけ控えて 既に帰省している人は、家族以外との会食を控える

・帰省が由来と疑われる感染事例が見受けられますので、帰省はできる限り控えてください。また、既に帰省されている方は、家族以外との会食は控えてください。

県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える

・大阪など近隣府県で感染が拡大しており、感染リスクが高まっています。県外に通勤・通学されている方は、必要最低限の用事だけに留め、直行直帰し、会食は控えてください。

在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いいたします。
・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いいたします。

飲食・カラオケは慎重に

・飲食やカラオケの利用時はマスクを外す場面もあり、感染のリスクが高まる場合があります。基本的な感染症対策を徹底して下さい。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

学校の部活動の制限について、県外の学校との練習試合等は禁止 県内の部活動は慎重に

家族に発熱等の症状があれば、参加は控える

・学校の部活動について、県外の学校との練習試合や合同練習等は禁止とします。県内の学校との練習試合や合同練習等及び校内での活動については、感染防止対策を徹底した上で実施可能とします。
・家族に発熱等の症状があれば、部活動やスポーツクラブへの参加は控えるようにお願いします。

県外への観光は自粛 県内も、リフレッシュプラン2ndの利用は、新規予約を控えるとともに、できる限り延期を

・県外への観光が由来と疑われる感染事例が見受けられますので、県外への観光はできる限り控えてください。
・リフレッシュプラン2ndの利用について、クーポン未使用の方は、当面の間、新規予約を控えていただくとともに、既にご予約されている方は、できる限り延期をお願いします。

症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診 家族に発熱等の症状があれば、出勤を控える

・発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診するとともに、通勤・通学はせず、外出も控えるようお願いします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失しても、通勤・通学は無理をしないようにお願いします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤・通学はしないようお願いします。 ※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などへの検査を行ってください。

ワクチン接種を早く予約する

・ワクチンは、重症化のリスクを下げる事が分かっています。積極的な接種をお願いします。

ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の徹底を

・ワクチンは、高い有効性が認められるものの、100%の発症予防効果が得られるものではなく、他人への感染をどの程度予防できるかは、明らかになっていません。ワクチン接種後も、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行等をお願いします。

多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底する

・催物等の開催に当たっては、国が示す収容率や人数上限等の基準を遵守するとともに、その規模に関わらず、「3つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。なお、全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催については、県に事前相談をお願いします。

キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染症対策をするとともに、ゴミは持ち帰る

・キャンプやバーベキューは、市町村が管理するキャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならない等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、ゴミは持ち帰りましょう。

冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染症対策を徹底する

・窓を閉め切って冷房設備を使用する場合、室内が密閉空間となることから、感染リスクが高まるおそれがあります。そのため、定期的な換気を行ってください。

事業所では発熱チェック

・事業所においても従業員の発熱等をチェックし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

病院・福祉施設サービスは特に注意

・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

・本県では濃厚接触者の早期発見、早期PCR検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示をお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。